

桐 生 市 教 育 委 員 会 定 例 会 会 議 録

開 会	令和4年3月7日（月）
閉 会	令和4年3月7日（月）
場 所	美喜仁桐生文化会館 国際会議室
出席者	教育長 小林 一 弘 委員 板 橋 英 之 委員 山 野 玲 子 委員 松 本 昭 彦 委員 飯 山 千 里
欠席者	なし
説明のため 出席した職員	教育部長 西 場 守 教育部参事 飯 泉 尚 士 総務課長 小 山 貴 之 教育未来室長 原 橋 貴 史 学校教育課長 柴 塚 雄 太 教育支援室長 渡 邊 真 宏 生涯学習課長 藤 川 恵 子 文化財保護課長 萩 原 清 史 図書館長 浅 野 都
事務局職員 出席者	庶務係（担当） 小 林 奈 美 子
時 間	開 会 午後 2 時 30 分 閉 会 午後 3 時 10 分

提 出 議 案		
議案番号	件 名	結 果
議案第 8 号	令和 4 年度桐生市教育行政方針案について	原案可決(全員賛成)
議案第 9 号	桐生市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則案	原案可決(全員賛成)
議案第 10 号	桐生市奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則案	原案可決(全員賛成)
議案第 11 号	桐生市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則案	原案可決(全員賛成)
議案第 12 号	桐生市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則案	原案可決(全員賛成)
議案第 13 号	桐生市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する教育委員会規則案	原案可決(全員賛成)
議案第 14 号	桐生市教育委員会事務局事務の専決、代決に関する規程の一部を改正する教育委員会訓令案	原案可決(全員賛成)
議案第 15 号	桐生市立新里郷土資料館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する教育委員会規則案	原案可決(全員賛成)
議案第 16 号	桐生市立新里郷土文化保存伝習館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する教育委員会規則案	原案可決(全員賛成)
議案第 17 号	桐生市立黒保根歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する教育委員会規則案	原案可決(全員賛成)
議案第 18 号	桐生市立小学校、中学校及び高等学校の校長、副校長、教頭の任免に関する内申並びに桐生市立幼稚園園長の任免について	秘密会にて審議
発 言 者	発 言 内 容	
教育長	<p>はじめに、定例会開始前に市民憲章の唱和を行っておりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から全員で大きな声を出すのは控えたいと考えておりますので、本日は市民憲章の唱和はなしということをお願いいたします。状況が改善しましたら、市民憲章の唱和をお願いしたいと思います。なお、発言中はマスクの着用をお願いします。聞きづらいということがありましたら、聞き直していただければと思います。</p> <p>それでは、これより桐生市教育委員会 3 月定例会を開会いたします。ただいまの出席者は、5 名であります。直ちに会議を開きます。</p> <p>日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規</p>	

	<p>則第 18 条の規定により、板橋委員を指名いたします。</p> <p>日程第 2 会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日 1 日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p>&lt;異議なしの声&gt;</p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。</p> <p>日程第 3 事務報告についてを議題といたします。課ごとに順次報告をお願いいたします。</p> <p>(教育部長から新型コロナウイルス感染症対策本部会議の結果報告、続いて総務課から順次、建制順に事務報告)</p>
教育長	<p>ただいまの事務報告について、質疑に入ります。</p>
板橋委員	<p>色々な行事が延期や中止になっていますが、オンラインで開催するという事はないのですか。</p>
生涯学習課長	<p>今年度は、対面での実施が難しい行事については、初めからオンライン開催、または、動画配信で実施しているものがあります。今月の行事予定に記載している中央公民館の「桐生市・明治安田生命包括連携協定事業市民講座」については、明治安田生命の担当者に動画配信に切り替える提案をさせていただいたのですが、会社からの了承が得られなかったということで延期になりました。また、各地区の公民館で行っている行事については、すぐにオンライン開催や動画配信に切り替えることが難しい面があるのですが、社会教育係や中央公民館が行っているものについては、できる限りオンライン開催や動画配信に切り替えて実施する方向でおります。</p>
板橋委員	<p>撮影して動画を配信するとなると難しく感じますが、事前に参加者を募りライブ形式でオンライン開催することについてはとても簡単なので実施しやすくなっていると思います。</p>
生涯学習課長	<p>今回は先方の都合でオンラインでの情報発信は難しいということでしたが、また機会がありましたら、できる限りオンラインや動画配信での実施に取り組みたいです。</p>

板橋委員	質問ではないのですが、群馬大学の数理データ科学教育研究センターというところで、AI やデータサイエンスについての無料の講習会を行っておりまして、一般の方も参加できますのでよかったですら参加してください。また、ICT データサイエンスコンソーシアムでは、要望に沿った講習会を行うこともできますので、ぜひ参考にしてください。
教育長	インターネットで検索すると詳細が分かりますか。
板橋委員	ホームページで無料の講習会の情報などを公開しています。
教育長	ありがとうございます。他にございますか。
飯山委員	質問ではないのですが、先日、幼稚園長会の「研究のまとめ」をいただきまして、閉園する幼稚園がある中で、共通の課題や今まで培ってきた保育の経験に関する資料を作っていらっしゃって、今後も保育の質を維持していくという意味でも、とても素晴らしい資料だと思いました。
学校教育課長	ありがとうございます。園長先生方は大変熱心でして、市内の保育のセンター的な機能を幼稚園が担っていかなければいけないという自負のもと、毎月集まって園長会を開催しているのですが、会議が終わったあとの園長研修でも時間をかけて話し合いをしています。今年度の研究協議会の資料も大変良いものができたと思いますので、現場の先生にも共有して、できることから実践していただきたいということを園長先生方をお願いしました。
教育長	他にございますか。
山野委員	感想になりますが、コロナ禍で色々な行事が中止になる中で、桐生市立図書館と新里図書館のボランティアの方々が合同で行事に取り組むということがいいなと思いました。私が新里地区の学校に勤務していた頃は、合併してまだ日が浅かったせいか、桐生は桐生、新里は新里という雰囲気がありました。子どもに関する行事は、一緒にやって感じるものを共有するということが大事だと思いますので、今後もぜひ推進していただきたいと思います。
図書館長	ありがとうございます。これまでは、おはなし会をお願いする際に、本館で活動している 3 つの読み聞かせボランティアの団体を主にすることが多かったのですが、先日、動画を作るにあたって新里図書館のボランティア団

	<p>体にも声をかけましたら、「喜んで」というお声をいただき協力していただくことになりました。以前はコロナ禍でできないことが多く、ボランティアの方々のやる気やモチベーションを維持することが課題だと感じておりましたので、オンラインおはなし会や動画の作成などの活動を続けていくことが大切だと実感しました。これからも、本館、新里と分けずに一緒に取組んでいこうと思います。</p>
<p>教育長</p>	<p>他にございますか。</p> <p>それでは、質疑も出尽くしたようですから、これをもって質疑を終結いたします。日程第4 議案第8号 令和4年度桐生市教育行政方針案についてを議題といたします。事務局の提出理由の説明をお願いいたします。</p>
<p>教育部長</p>	<p>ただいま議題となりました、議案第8号 令和4年度桐生市教育行政方針案について、ご説明申し上げます。本方針は、令和4年度の具体的な事業施策をまとめた教育行政方針を定めようとするものです。</p> <p>それでは、令和4年度教育行政方針案の概要について説明いたします。まず、「基本理念」は、教育行政方針の位置づけをより明確にするために、第2期桐生市教育大綱の基本理念を掲げることとしました。第2期桐生市教育大綱では、桐生市第六次総合計画との整合性を図り、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策として、これまでの「桐生市教育行政方針」の基本理念にあります「桐生を好きな子供の育成」の教育行政の位置づけを踏まえた上で、これを一步前進させ、更に広い世界で縦横に活躍できるような人材の育成をしたいという願いを込めて、「桐生の未来を担い、世界に羽ばたく人づくり」を基本理念に策定しました。教育大綱の基本理念の趣旨は、現在、教育環境を取り巻く様々な社会的変化への対応が求められる状況の中、これまでの「桐生を好きな子供の育成」の取組の重要性を踏まえた上で、更なる発展を目指し、地域の特色を生かした教育を通じて、桐生への愛着や誇りに思う気持ちを育むとともに、夢や志に挑戦するために必要となる力を育成し、桐生の発展を牽引する人材や世界を舞台に活躍する人材の育成を図っていこうとするものであり、これまでの教育行政方針の方針を転換するものではありません。また、「運営方針」として重点とする事業や取組をまとめることとし、「主要な事業や取組の目標」の前段に掲載しました。「主要な事業や取組の目標」につきましては、これまでと同様、基本理念の実現に向け、各課の具体的な事業や取組の目標を定めております。以上、ご審議のうえ、ご議決のほど、よろしく願い申し上げます。</p>

教育長	これより質疑に入ります。何かございますか。
松本委員	先ほどの事業報告にもありましたが、今年度稼働した新しい調理場のスペックを活かして、今後新たな取組みが行われていくことと思います。毎月開催される給食主任会等では様々な意見が出されていると思いますが、今後、調理場を活用していくにあたってどのような意見や計画があるか、分かる範囲で教えてください。
教育総務課長	給食主任会では事務手続きの質疑応答が中心にはなりますが、食育の観点からカレー皿やどんぶりの利用の促進について意見が出ております。調理場の設置にあたってはカレー皿やどんぶりでの給食の提供を目標にしていましたので、令和4年度からは使っていきたいと考えています。また、直接のご意見ではないのですが、やはり地産地消を目的とした地元食材の使用については、調理場でも引き続き検討して促進していきたいと思っています。
松本委員	せっかく良い調理場ができたので、来年度に向けて実施していただきたいと思っています。特に、地産地消の考え方は常識になっておりますので、食から桐生の子どもたちを育てるという大きな視点で、具体的な取組みを検討していただきたいと思っています。
教育長	他にございますか。 質疑も出尽くしたようですから、これをもって質疑を終結いたします。これより採決を行います。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。
	<異議なしの声>
教育長	ご異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。次に、議案第9号 桐生市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則案を議題といたします。事務局の提出理由の説明をお願いいたします。
教育部長	ただいま議題となりました、議案第9号 桐生市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則案 につきまして、ご説明申しあげます。本規則は、桐生市教育委員会共催等に関する事務の一部について、市民の利便性の向上及び事務の効率化を図るため、市長部局の職員に補助執行させるた

	め制定するものです。以上、ご審議のうえ、ご議決のほど、よろしくお願い申しあげます。
教育長	これより質疑に入ります。  (質疑なし)
教育長	質疑もないようですから、これをもって質疑を終結いたします。これより採決を行います。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  <異議なしの声>
教育長	ご異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。次に、議案第10号 桐生市奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則案を議題といたします。事務局の提出理由の説明をお願いいたします。
教育部長	ただいま議題となりました、議案第10号 桐生市奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則案につきまして、ご説明申しあげます。本件は、事務手続きの簡素化を図るため、申請書の押印廃止等について、所要の改正を行うものです。以上、ご審議のうえ、ご議決のほど、よろしくお願い申しあげます。
教育長	これより質疑に入ります。  (質疑なし)
教育長	質疑もないようですから、これをもって質疑を終結いたします。これより採決を行います。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  <異議なしの声>
教育長	ご異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。次に、議案第11号 桐生市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則案を議題といたします。事務局の提出理由の説明をお願いいたします。

<p>教育部長</p>	<p>ただいま議題となりました、議案第 11 号 桐生市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則案につきまして、ご説明申し上げます。本件は、桐生市立学校施設の使用料の減免に関する特例措置について、所要の改正を行うものです。以上、ご審議のうえ、ご議決のほど、よろしくお願ひ申し上げます。</p>
<p>教育長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>質疑もないようですから、これをもって質疑を終結いたします。これより採決を行います。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>&lt;異議なしの声&gt;</p>
<p>教育長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。次に、議案第 12 号 桐生市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則案を議題といたします。事務局の提出理由の説明をお願いいたします。</p>
<p>教育部長</p>	<p>ただいま議題となりました、議案第 12 号 桐生市立公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する教育委員会規則案につきまして、ご説明申し上げます。本件は、令和 4 年 4 月 1 日付けの機構改革により、教育委員会の組織が改編されることに伴う改正及びその他所要の改正を行うものです。以上、ご審議のうえ、ご議決のほど、よろしくお願ひ申し上げます。</p>
<p>教育長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>質疑もないようですから、これをもって質疑を終結いたします。これより採決を行います。本件を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>&lt;異議なしの声&gt;</p>



教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。次に、議案第 13 号 桐生市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する教育委員会規則案、議案第 14 号 桐生市教育委員会事務局事務の専決、代決に関する規程の一部を改正する教育委員会訓令案、以上、2 件を一括議題といたします。事務局の提出理由の説明をお願いいたします。</p>
教育部長	<p>ただいま議題となりました、議案第 13 号、議案第 14 号につきまして、ご説明申しあげます。本件は、令和 4 年 4 月 1 日付けの機構改革により、教育委員会の組織が改編されることに伴い、所要の改正を行うものです。以上、ご審議のうえ、ご議決のほど、よろしくお願い申しあげます。</p>
教育長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>(質疑なし)</p>
教育長	<p>質疑もないようですから、これをもって質疑を終結いたします。これより採決を行います。採決は議案ごとに行います。まず、議案第 13 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>&lt;異議なしの声&gt;</p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。続いて、議案第 14 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>&lt;異議なしの声&gt;</p>
教育長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。次に、議案第 15 号 桐生市立新里郷土資料館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する教育委員会規則案、議案第 16 号 桐生市立新里郷土文化保存伝習館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する教育委員会規則案、議案第 17 号 桐生市立黒保根歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する教育委員会規則案、以上、3 件を一括議題といたします。事務局の提出理由の説明をお願いいたします。</p>

<p>教育部長</p>	<p>ただいま議題となりました、議案第 15 号から議案第 17 号につきまして、ご説明申し上げます。本件は、令和 4 年 4 月 1 日付けの機構改革により、新里公民館と黒保根公民館が教育委員会から市長部局に移管されることに伴い、教育委員会規則の廃止を行うものです。以上、ご審議のうえ、ご議決のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
<p>教育長</p>	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>教育長</p>	<p>質疑もないようですから、これをもって質疑を終結いたします。これより採決を行います。採決は議案ごとに行います。まず、議案第 15 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>&lt;異議なしの声&gt;</p>
<p>教育長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 15 号は原案のとおり可決されました。次に、議案第 16 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>&lt;異議なしの声&gt;</p>
<p>教育長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 16 号は原案のとおり可決されました。次に、議案第 17 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。</p> <p>&lt;異議なしの声&gt;</p>
<p>教育長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第 17 号は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 5 次回以降の教育委員会定例会について確認いたします。4 月定例会については、4 月 14 日（木）午後 2 時から、美喜仁桐生文化会館スカイホール A での開催を予定しています。5 月定例会については、5 月 9 日（月）午後 2 時から、美喜仁桐生文化会館スカイホール A での開催を予定しています。次に、6 月定例会の予定について、事務局からご提案願います。</p>
<p>教育部長</p>	<p>6 月定例会については、6 月 10 日（金）午後 2 時からの開催をご提案申し上げます。</p>

<p>教育長</p>	<p>6月定例会については、6月10日（金）午後2時からという提案がありました。よろしいでしょうか。</p> <p>&lt;異議なしの声&gt;</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、6月10日（金）午後2時に予定させていただきます。会場は、追って、ご連絡いたします。</p> <p>日程第6につきましては、秘密会にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。</p> <p>&lt;異議なしの声&gt;</p>
<p>教育長</p>	<p>ご異議なしと認めます。よって、日程第6につきましては、秘密会で行います。本件は秘密会となるため、傍聴規則第6条の規定により、傍聴の方々、報道の方々、議案に関係しない職員には、退場していただくこととなりますので、よろしく願いいたします。暫時、休憩いたします。</p>